

第二章 膳 椀 倉

第一節 中福生の膳椀倉

目次

一 膳椀倉の歴史

(一) 成立

(二) 中福生の近代生活史

(三) 膳椀倉権利者

(四) 膳椀會計

a 支出 b 収入

(五) 組織、運営

二 膳椀倉所蔵品

(一) 祝儀用品

(二) 調理用品

(三) 食器用品

(四) その他

一 膳椀倉の歴史

(一) 成立

膳椀倉については、『羽村町史』や『青梅市の民俗』では、明治期の成立を報告している。ここ福生の膳椀倉は、その成立を江戸時代までさかのぼれるものもあるようである。(第一章参照) 中福生の膳椀倉もそのひとつである。すでに紹介した中福生膳椀倉所蔵文書を収蔵している箱の表書には、「慶応四年」の墨書があり、又「明治五年六月改」の『貸附金帳』(目録一)には、次のような記録がある。

慶応四辰年

原口^(マ)

七月廿一日 米次郎

一 金壹分也

申六月十四日受取

慶応四年 米次郎が壹分借りた金を申六月(明治五年)に返済した記録である。この『貸附金帳』には、同様に十数名の者が記載されており、この時期にそれ以前の清算が行なわれたことは確かである。文書に「明治五年」とあるのも組織の再出発を示すものと思われる。確かな史料を欠くが、以上から慶応四年以前に膳椀倉が成立していたと推定してよいのではなからうか。

(二) 中福生の近代生活史

中福生の生活史を膳椀倉を中心に概括してみると明治十七年には次のような史料がある。

一金拾支 膳椀

そん料

長二口^(マ)

(目録8)

春日待の史料で、膳椀損料十銭であることを示している。本来、春日待の史料や庭場総会の史料に「損料」を記入することはなく、右の史料は例外的なものである。春日待、庭場総会の史料に損料が記入されている唯一のものである。損料については後述するように大正五年―昭和二十年までは『金銭出入帳』に書かれている。この『金銭出入帳』には損料だけではなく膳椀會計全体が記録されている。右の引用史料の明治の頃にも、この『金銭出入帳』に相当するものが存在してもよさそうであるが見られない。

明治十七年以後の膳椀関係では、特に目立つた事がない時期が長く続き、明治四十二年までくだつてくる。この明治四十二年の六月十七日には、「共有財産所有者名簿」を複製している。但、史料としては当時のものではなく、昭和三十三年、膳椀倉を町内会に移譲

表 I 年表

昭和三年	膳椀倉現在地へ移転(同右)	昭和四三年	天幕購入(同右)
大正一四年	膳椀古物払い下げ(同右)	昭和三五年	御膳新品購入(収藏品調査)
大正一四年	膳椀倉屋根修理(同右)	昭和三三年	膳椀倉委員会発足、膳椀倉移譲決定(目録38補遺)
大正一三年	蚕影山掛軸購入(同右)	昭和二三年	庭場総会史料終了(目録69)
大正一二年	八雲神事の御興作る(目録38)	昭和二一年	『金銭出入帳』記述終了(目録38)
大正九年	春日待、庭場総会と名称変更(目録42)	昭和二〇年	庭場総会史料、志茂第一町内会員七〇名記載(目録67)
大正九年	膳椀倉修理(同右)	昭和一五年	常会補助費が出る(同右)
大正五年	『金銭出入帳』記述開始(目録38)	昭和一五年	『金銭出入帳』(目録38)が「中福生茅戸部落金銭出納簿」と名称変更(同右)
明治四二年	共有財産名簿決定(目録38補遺)	昭和一四年	部落加入の時の酒が金に変更(同右)
明治三七年	春日待三月四日から一月一七日に変更(目録27)	昭和一〇年	新品購入(同右)
明治一五年	膳椀史料初見(目録5)	昭和九年	膳椀古物払い下げ、新品購入(同右)
明治一二年	織購入(収藏品調査)	昭和五年	消防器具貸附金残金返済、共有金署名人員四七名、一人一〇円宛返済(同右)
明治五年	文書史料初見(目録1)	昭和四年	消防器具貸附金一部返済(同右)
慶応四年	文書所蔵箱墨書	昭和四年	御興置場建設(目録38)

表Ⅱ 損料表

年度	損料	内容	年度	損料	内容
大正五年	一円十七銭	膳椀損料	昭和六年	十四円	損料
大正六年	一円六九銭	膳椀損料	昭和七年	九円三三銭	損料
大正六年	二〇銭	損料	昭和八年	七円五五銭	膳椀損料
大正七年	貳円十七銭	損料	昭和九年	八円	膳椀損料
大正八年	四円七〇銭	損料	昭和九年	五円三四銭	座蒲団損料
大正九年	貳円八〇銭	膳椀損料	昭和一〇年	十一円六〇銭	損料
大正一〇年	三円九〇銭	損料	昭和十一年	五円十三銭	
大正十一年	八円七〇銭	損料	昭和十二年	十一円	
大正十二年	十二円十三銭	利子及損料	昭和十三年	十二円三五銭	膳椀ノ損料
大正十三年	十四円七〇銭	損料	昭和十四年	六円二〇銭	器具損料代
大正十五年	十八円十五銭	膳椀損料入	昭和十五年	九円十二銭	十五年度膳椀損料別金
大正十五年	十二円五〇銭	損料	昭和十六年	一〇円	十六年度損料
昭和二年	八円八〇銭	膳椀損料	昭和十七年	七円六〇銭	損料
昭和二年	四円九五銭	座フトン損料	昭和十八年	十三円四五銭	損料
昭和四年	九円十五銭	座蒲団代	昭和十九年	十三円八〇銭	十九年度損料
昭和四年	十一円八五銭	膳椀損料	昭和二〇年	十八円四三銭	二十年器具損料
昭和五年	十一円九〇銭	座蒲団及膳椀損料	昭和二十一年	二〇円五銭	器具損料代

註「金銭出入帳」より作成

それによると損料合計が物価上昇を考慮しても多くなっているのが知られる。それだけ利用度が高くなったことを示している。又、これは庭場總會への参加人数の増員とも無関係ではあるまい。次にこの表で注目すべきことは、昭和二年、四年、五年、九年、九年、に見られる「座蒲団損料」の記載である。(一)膳椀倉所蔵品についての、個々については記述するが、単独で損料記載されているのは座蒲団だけである。戦前の使用度、ナンバーワンであることが史料からも聞書からも知れた。この故か、昭和三十三年の膳椀の移譲の問題の時に「膳椀座蒲団組合」としている。

定期預金利子は、庭場の人々が預金していたもので、毎年の利子もほぼ同額である。この預金額は次の支出の史料にあるように「金五円四十二銭」の元金が「八十八円」で、「拾六円八十銭」のものは「三百円」である。この預金の初めは、『金銭出入帳』の範囲ではわからず、大正五年には「貳拾円」、大正六年には「拾五円」、大正七年には「貳拾円」を信用組合に預けて、大正八年には元金として「百十五円」となっている。これは定期預金の方であるが、これから判断し、毎年十五円〜二十円宛預けていたのであろう。単純に計算して大正三、四年頃から始まったのであろうか。

個人寄附は、不定期なもので、戦時中に富裕な人よりもらったものである。昭和十四年には、「六円四十銭」、十六年に「四拾四円」、十七年に「拾七円」、十八年に「五十式円七十銭」、十九年に「五十五円四十銭」とある。これは、すべて有志寄附と記されている。

膳椀の払い下げは、『金銭出入帳』の範囲では、大正十四年、昭和九年の二回である。大正十四年の場合、合計金額十六円二十銭である。物品は、吸物椀、上吸物椀、盃で六名の者に払い下げられている。昭和九年の場合、合計金額十円三十六銭で、物は、銚子、皿、盆、小皿、猪口、柳樽、膳、マナ板、イス、箱、提灯、七ツ組。人数は十五名となっている。大正十四年に比較し昭和九年の払い下げの方が、物品が多いにもかかわらず合計金額が少ないのは、一人当りの数量が少ないからである。では、個々の物の払い下げ値段はいくらかという次の如くである。例は、昭和九年のものである。

銚子三十五銭 皿五枚十七銭 盆十銭 小皿五銭

猪口五ヶ拾二銭 柳樽拾銭 膳盆四十銭 マナ板七十銭
イス三十五銭 箱十二銭 提灯五銭 七ツ組三十銭

『金銭出入帳』の原文ままで数量が記載されていないものが多いが、だいたいの傾向はわかっていただけたらと思う。ただ、これらを購入した時の値段が不明な為にどれくらい安くしているのか不明であるが、聞書では半値か三分の一であったという。大正十四年の例を取り上げると表IVの説明にあるように吸物椀三十人前、金式拾五円五拾銭で購入しており、入れ替りに三十人前を払い下げていたがその時の合計金額は、「拾六円式拾銭也」で、約五分の三の値で払い下げていた。購入者はこれらを日常の生活に使用している。この昭和九年の時に川窪清一氏は、「小皿、膳、盆」を購入し、調査時にも使っておられた。膳椀の払い下げの意味は、日常使用の物を手に入れる時となっていたのである。ただ、宮本常一氏が著作集24『食生活雑考』で取り上げた「膳椀講」は膳椀を個人が手に入れる為に作ったものであったが、ここ中福生の膳椀組合はそれとは異なり、ここでみた払い下げは二次的産物である。一般的に時代が逆上れば逆上るほど個人が膳椀を持つことは困難であったろうから、中福生の膳椀倉の成立も宮本氏が述べている「膳椀講」に近いかもしれないが、推測の域を出ない。都心から離れてはいるがそれでも都下ということもあり、奥多摩や檜原のように不便な地域ではなく西多摩郡内でも富裕なほうであったのであろう。

以上は、昭和六年度の収入例から述べたものであるが、この年度は特にこれといった出来事のない年であり、それ故、通常年の状況が把握できると思われる。この例から考えると収入計、四十三円九十三銭の内、木葉代は、約十分の一、二、損料は約三分の一、三、定期預金利子は約二分の一である。この割合は、ほぼ一般的傾向を示している。尚史料の「八月二日 金三円 小供ヨリ返却」というのは、当地の中心的祭、八雲神事（第三章参照）の際に借りた費用の返済である。

収入の内特別なものとして共有林売上げがある。『金銭出入帳』大正十三年一月二十五日の記録には次のようにある。

売上代金四百七十式円五十銭

入金五拾円也 山林上木

入金四百式拾貳円 植木山残金
五十銭 組合へ預け

この多額の収入金が膳椀会計の中でどのような用途に使われたのか。この後の三月十三日に「参百円也 組合ヨリ引口シ定期預金へ加へル」とあり「壹百五拾円也 消防へ一時貸シ」となっている。残金は、膳椀倉の運営費、その他に使われているが、最終的にどのよう利用されたか明確でない。大正十三年以後の『金銭出入帳』には、支出入で大きな波があり判別できないが、一部は、既述のガソリンポンプ購入資金に充てられたようである。ところで、ここにある共有林の多くは、現在の横田基地の所にあつたものであるが、昭和十三年に売却している。この他、明治初年には、熊野神社の地も共有林であつたという。これら共有林の為に大正五年金六十銭（地租 山林保護費）、大正六年金十六銭（山林保護費）、同年金十二銭（山林保護費）、大正七年金六十一銭（地租 山林保護費、村税）という形で『金銭出入帳』には、毎年記載されている。この山林保護費が「共有林」を育て、毎年の収入のひとつ「木葉代」のもとになっているわけである。尚、中福生には、「共林会」という組織があり、明治四十二年一月十七日には「共有財産所有者人名、共林会名簿」というのが作られている。それは、本稿で取り上げている膳椀倉の「共有財産所有者名簿」とは異なり、多少人数が多いとのことである。この点は、今後の課題としておく。

支出 膳椀倉の支出についても昭和六年度の例を引用することに
する。

支出

十七日 金壹円十四銭

〃 〃 金十銭

廿五日 金五十銭

十一月 金三十銭

廿六日 金十六円八十銭

前年度
諸税金

手数料

總會費
木村孫七様

屋根塗代

三百円預金トス
元金ニ繰入

十二月金五円四十二銭
十一月金壹円
計金式十五円式十六銭

八十八元定期預金
ノ利子金ニ繰入預金ス
地代

このようになつてゐるが、支出の内容は、一、税金 二、総会費 三、屋根塗代 四、地代 が毎年の主なものと考へられる。他の手数料は、諸税金を納める為のものであるうか。「金十六円八十銭」。「金五円四十二銭」は、前の収入引用例を見てもらえればわかるように、それぞれの利子金額である。

税金といふのは、共有林や膳枕倉の地租が主である。右の引用例では判然としないが、大正十年度の場合には、八銭（大正九年交付税追加）、一銭（地租府丁税）、九銭（雑地税）となつてゐる。この大正十年の税金額は少ない方で、引用の昭和六年の額は多い方である。「金銭出入帳」の範囲で七十銭―一円の間が通年である。

総会費は、宿料（宿礼）であるが、かなり波があり、戦時中になつてくると、今まで別にしてゐた酒代その他も含まれ、宿側で準備したものと思はれる。

屋根塗代は、膳枕倉の屋根の塗代であるが、膳枕倉の修理費でもある。膳枕倉は、先に載せた年表のように昭和三年に現在地へ移転してゐるが、かなり修理のいる倉であつたのである。大正九年「八円卅銭」、大正十四年「拾三円四十三銭」と手を入れてゐる。昭和三年に移転するわけであるが建て直しの意味も含まれていたのである。「金銭出入帳」には、「壹百貳円 膳枕庫移転費」とある。今の地は、中福生の清岩院の近くで、地藏屋敷と呼ばれてゐるところである。聞書によれば、五本ばかりあつた大木の内、二本ばかり切つた所に移したという。又、この地を地藏屋敷といふのは、玉川上水を掘る時に清岩院を現在地に移したが、以前の大門だつた名残りといふ。地藏といふのは、俗に「クルマ地藏」と呼ばれ、石塔に車の轍と言われる跡がついてゐるからといふ。（第三章「信仰」参照）尚、以前の膳枕倉の地は、現在地より少し下つて、右手に曲つた所にあり、その当時は隣に役場があつたといふ。

地代は、右のような経緯から清岩院に支払つてゐる。金額としては大正五年―八年まで「三十銭」、大正九年―昭和三年「五十銭」、昭和五年―十九年「壹円」、昭和二十―二十一年「十円」となつ

てゐる。

以上が主な支出であるが、他に特別な支出で注目すべきものに御輿置場建設費がある。これは、昭和四年のことであるが、以前は清岩院の弁財天のある所に置いてあつたのである。場所は、今まで述べてきた膳枕倉の横である。年表に載せたが、この御輿は大正十二年に作られており、八月一日八雲神事（第三章参照）に主に使われるものである。この御輿置場の建設には、八雲神社の氏子仲間といふ関係からか原茅戸（原ヶ谷戸）、牛浜から「八円」宛送られてゐる。中福生膳枕倉所蔵文書目録にあるように明治二十七年までは八雲神事を一緒にやつてゐたといふことも関係あるう。「金銭出入帳」の昭和四年には次のようにある。

一月金参拾九円三十四銭
二月金拾九円
三月金四円六銭
建設費
ミコン置場
費（村尾氏工事）
費（共仕拂）
興ノ被布

膳枕倉の移転費に比べるとかなり安く上げたことがわかる。「一月二十日金拾九円 輿置場キノ工事費（村尾氏仕拂）」とある「村尾氏仕拂」といふのは、現在、加美にある村尾組のことであるう。

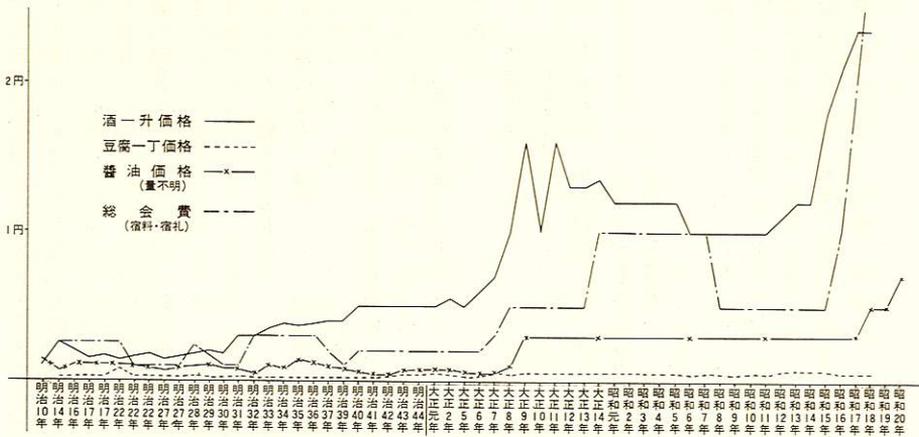
さて、今まで述べてきた支出は、昔のものであるが町内会に移譲した現在も約七千円ばかりの損料が得られるといふ。二、膳枕倉所蔵品においても述べるが、テーブル、座蒲団が現在、主に使われているものといふが、八雲神事の調査の際には高足膳などが借り出されてゐた。ちなみに昭和四十九年四月一日に決定した使用料は次の如くである。

定

使用料

一、座布団	一枚	拾円
テーブル	一脚	五拾円
天幕	一張	参百円
二、切溜	一組	拾円
飯台	一駄	百円
銚子	三ツ組盃付	百円
家内喜多留	一荷	百円

表III 物 価 表



この使用料から年間七千円の損料が得られるとすると、現在でもちよつとした会合、祭などに使用されているのがわかる。

その他一式使用の場合
 佛事 参百元
 祝事 貳百元

以上、支出入の面から中福生の膳椀倉会計内容を見てきたが、この中福生の場合はかなり良い経済状態と思われる。福生市内では、他に比較するに適当な史料がないが、「三百円定期」などを有する地区はあまりあるとは思われない。ところで、これらの金額は、現在とは比較できないが、明治から戦前までの中福生の史料から作製した上のグラフを見てもらおう。酒一升の値段、豆腐一丁の値段、醤油の値段、総会費、の四つを例に示している。実際の史料には、酒は二升、三升と購入し、豆腐も五丁十丁購入しているが、それ

らを一升、一丁分に計算しグラフに示している。もちろん醤油には、量の記載がない故、人数の増減によつて違いはあるが参考に乗せておく。総会費、地代については、既述の如くで説明は不用であろう。このグラフを見ると変動の激しい物(酒)とそうでない物(豆腐)とがあることが知れる。それは、原料である米と大豆の差でもあろう。酒の場合、大正七年の米騒動付近の状況が示されていると思われる。上の表と比較してみると原料と製品の違いはあるが相関関係があることがわかる。さらに、昭和一四年以後の戦時体制化への状況もグラフより知れる。豆腐の場合、輸入が多くあったのであろうが、いわゆる戦時中もそれほど変化がないことは注意してよい。現在、豆腐一丁七十円(八十円)、酒一升千五百円(平均)、昭和十五年には、豆腐一丁七銭(八銭)、酒一升一円六十銭とすると今とあまり変わらないわけである。インフレ状況というわけである。ここに示したグラフは、中福生の史料から作製したものであるが、日本の歴史の一端をそれぞれ示している。このグラフと本章、他章にある金額を比較していただきたい。

(五) 組織、運営

膳椀倉の組織、運営は、中福生全体によると考えてよい。それは、第一章で述べたニワバの生活と結びついている。福生には、隣組近所、組合が交錯し戦時中の五(伍)軒組も言葉として残っている。隣組、近所は、葬式の際のもので隣組が中心となつて、近所はその手伝いであり、これが葬式組となつている。そして、これから隣組、近所は各家毎に異なっている。そして、穴掘りは、中福生全体(ニワバ)に義務づけられている。『金銭出入帳』補遺に昭和五年のものとして、次のようにある。

葬式穴掘、此ノ部落ニ住居スルモノハ必ず交際トシテ必ず行フコト但シ不都合ノモノハ此ノ限ニアラズ

この葬式などにも膳椀倉の物が利用されるわけである。組合というのが膳椀組合を示している。言葉としてクミアイウチと言ひ、隣(組)、近所以上に交際が深いし重要だという。このクミアイウチが中福生の場合、ニワバツキアイとはほぼ重なっている。これは、福生の各地区毎に異なり、それぞれの地区の分析は今後の

課題であろう。中福生のクミアイウチには、年番を通常四人置き、一人を年番長とした。これを四人組と称した。年番は、総会、春日待、祭の際に必要な物を出して持つて行く。年番の交替は、年代によつて異なつてゐるが、この点については第一章で触れてゐる。一年交替の輪番制、年番の内の一軒を宿としてゐる。又、今まで引用してきてゐる『金銭出入帳』の他、文書目録にある史料の記述も年番の仕事である。つまり、膳枕倉の損料計算、記入などをやつておき総会において報告するわけである。尚、次に述べる内出地区、あるいは南地区などとは異なり、中福生の年番は、祭礼も村政も同一年番である。又、年番は、ニワバの人全員で担当することになるが、鍵の保管（倉の管理）は膳枕倉に近い人が数名交替でやつており、川窪清一氏なども長くその任にあつた。

さて、中福生の年番は、年齢などの制限として、次のようなものがあつた。

年番申合せ規約
十七才ヨリ五十才マデノコト 但シ村会議員、区长、副長
及ビ家族ノ内現役無ニ服シ居ル者 其他止ムヲ得ザル事情
アルモノハ総会ノ承認ヲ経テ免除スルコトヲ得ル
大正拾五年一月十七日是ヲ決定ス

区长森田佐七

『金銭出入帳』補遺にある史料である。年番の資格について詳しく決めたもので他の地区の史料には見られないものである。末尾に区長の名があるように年番四人組の上に区长が位置してゐる。また、その間に右の史料にあるように副長もあつたのであろう。さらに右の史料にある「止ムヲ得ザル事情」の例として次のような史料がある。

昭和四年 井上昌三氏ヲ病弱、同情、余リ一際交際ヲ免
一月十七日 除ス
年番が輪番である故、井上氏は免除されることになるわけである。昭和十四年には、戦争の影響にて次のように付け加えられてゐる。

昭和十四年一月十七日

総会決議の項

一、日支事変中出征家族ハ
年番ヲ免除スル事

一、普通入営者家族ハ其

年度総会ニテ口議ノ上

免除スル事

庭場総会への強制的と思える参加と人数増加、膳枕會計での寄附、物価上昇、そして、右の決議などからひとつの時代を看取することができる。ところで、今まで「年番」と記述してきたが、史料には「当番」、「行事」なども書かれてゐる。これについては第一章で触れてゐる。

現在、膳枕倉は町内会に移譲され、年番もなくなつてゐる。その経過を川窪清一氏は、『金銭出入帳』補遺に次のように記してゐる。昭和三十三年膳枕座布団組合は一済を町内会に依譲する事に決定する。その経過

一月 於中福生会館町内会定期総会席上にて、役員村野
十五日 守男、川窪清一表記の件に付いて発言、意見を具
した処、木村多蔵氏よりその来歴に付いて説明あ
りたる外、大した意見なし

二月 於中福生会館 明治四十三年六月十七日決定の共
三日 有産所有者名簿の四十七軒の人にふれて、相談し
定 ようとしたり処、出席者十三名にて異見もあつて未

二月 於中福生会館 集会十七名 午後一時集会三時開
十日 始組合は、町内会に依譲するコトを決定し、更に
再新すべき座布団、膳は、調査委員六名を持早急
に計画を立て、委員会に報告する事とする。

これ以後、膳枕倉は志茂一町会に移されるわけである。中福生の場合の膳枕倉は、即、ニワバの生活に直結してゐる故、クミアイウチと呼ばれる交際は最も重要であつた。

二 膳碗倉所蔵品

所蔵品は、利用時期、方法などによって四分類できると思われる。
 (一)祝儀道具 (二)調理道具 (三)食器類 (四)その他 以上に便宜上分類し以下、それぞれの分類に従い、各々の物についてみてゆくことにする。尚、膳碗倉に所蔵されている物品の数や品目は、表IV中福生膳碗倉所蔵品目録に記載してある。

①ハサミ箱 結納や嫁入りの際にそれぞれに必要な品物を入れてゆくのがハサミ箱である。このことに関しては、『福生市の民俗—人生儀礼、民家—』に詳しい。

ハシカケ、世話人(仲人)、親戚代表、お供の五人が進物一そろい、結納金、帯代、菓子折をハサミ箱に入れ、お供がついて行く。両方には柄樽(柳樽)一対を下げて行く。ハサミ箱には、財力のある家では自家のを使つたが、普通の家の場合は、部落共有のものを使つた。

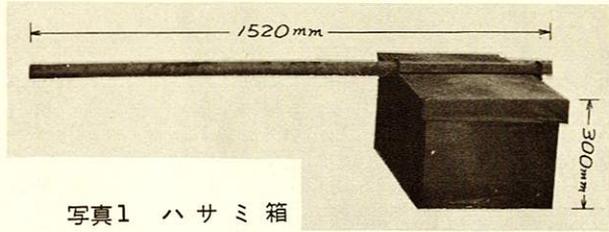


写真1 ハサミ箱

ここでいう「部落共有のもの」が膳碗倉のものである。使用頻度は、戦前まで高かつたという。昭和十年にハサミ箱を担いだある人は、「自転車で行き来するようになるまでよく使つた」と言う。この他嫁の荷引き(荷受け)の際にも使われている。これは、婚礼の前日か当日に行ない、普通花嫁と一緒に行列であつた。その際もハサミ箱を担いで来る。中には花嫁の着物類や顔見世に必要な半紙を入れておいた。嫁の実家が遠い時には、行列にも苦勞するので、ハサミ箱に正装の着物や角かくしなどを入れておき、知人宅で着替えをして嫁方の家に入るのである。この嫁入行列に必要な故であるうか、「十才頃、婚礼の当日、空のハサミ箱を担がされた」という話がある。

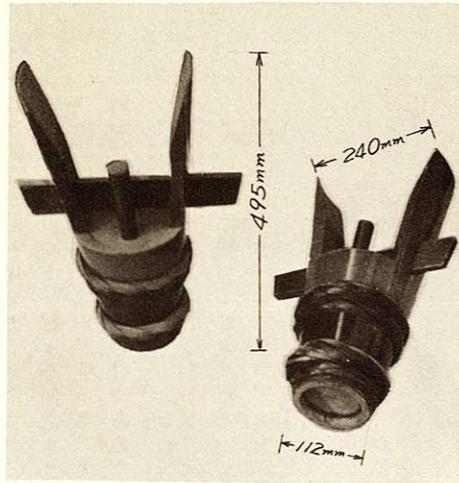


写真2 家内喜多留

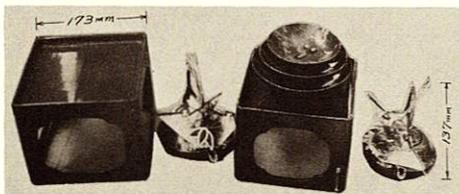


写真3 夫婦盃

本日の嫁の荷引きは、若い衆が印判天を着て、リヤカーで後から運んだとのこと。このハサミ箱は、黒塗りの漆が施されているが、材質は不明である。軽いので桐かという人、桜か杉という人と色々である。購入されたのは、『金銭出入帳』によれば昭和十年である。値段は、「六円五十銭」とあり、決して安くはなかつた。右の引用にある「財力のある家では自家のを使つたが、普通の家の場合は、部落共有のものを使つた。」という表現がそれほど誇張でないのがわかる。もつとも、戦後になると個人の家で買うようになり、現在では整理ダンスの代りに使っている例もある。

②ヤナギダル(家内喜多留) これは、先ほど引用した所にもあつたように、ハサミ箱に一對下げて、結納の際や新築祝いなどに使われている。

③ミツガサネサカズキ(夫婦盃) 福生における婚姻では、盃の交換として、玄関で行なうトンボ盃、式の中で行なう夫婦盃、親子盃、兄弟盃、親戚盃などの他、丁寧な時には近所盃も行なう。この時に使われるのがミツガサネサカズキである。名称としては、式を中心である夫婦盃からメオトサカズキとも呼んでいる。これは、三・三・九度の盃で、小・中・大の順で使われるが、夫婦盃以外は小

盃だけを使う。

④ハンダイ(飯台)

②ヤナギダルは新築祝いにも使われるがこ

のハンダイも同じく新築祝いにも使われる。建築儀礼の中での投げ餅の時にこのハンダイの中に餅を入れておくのである。棟上げした際に屋根から投げるわけである。餅は紅白の丸餅ちを使っている。膳椀倉のハンダイは、一升五分の餅、約三十五個ばかり入ったという。他にハンダイは、祝事の際に赤飯などを入れて配ったり、七つの祝いなどには丸い二重の餅を入れ隣、近所に配っている。この七つの祝いの時には、子供を大八車、近所をまわるのである。以上が祝儀に使われる道具の主なものであるが、当然、これらに付随して種々の調理道具が使われたりするが、それについては、次に一連の料理の工程の中で見てゆくことにする。

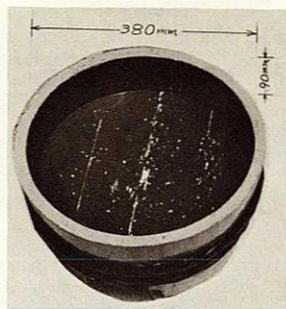


写真4 飯台

(一)調理道具

福生では畑作が主である(第二部第一章参照)。近世までは米はほとんど作っていない。それ故に祝儀、不祝儀に関わらず特別な日にはウドンかソバが中心である。話者の一人は「葬式の時の男の仕事にソバ作りがある。」と言っている。膳椀倉の中にもウドン、ソバ作りの道具や食器類があるが、メン棒、ノシ板などはなかった。これらは各家庭にあるので、葬式などには持ち寄ったという。木鉢なども同様であった。

さて、ウドンの場合の作り方を聞書から紹介すると、最初に小麦粉、水、塩を混ぜ木鉢でこねるといふ。次にサラシの布の上に敷きこねたものを足で踏む。あまり、やからかくなりすぎるとベタつくとのこと。さらにノシ板とメン棒を使い巻くようにして伸してゆく。

それを何回かやり味をよくする。ついで、適当に折りたたみ切つてゆく。切るにはウドン包丁を使うようにしたがナギリ包丁でも間に合った。ウドン包丁はメが平らで、ナギリ包丁はメがアールになっている。この後で茹でるわけである。これを茹でる釜も庭場共有の物として三十年ほど前まであったという。直径一メートルばかりのもので六尺二間ほどの小屋を作り、保管しておいたが養蚕の時のホルマリン消毒に使つてしまつたという。

⑤ダイハンギリ 茹でたウドンをダイハンギリの中で水に晒す。

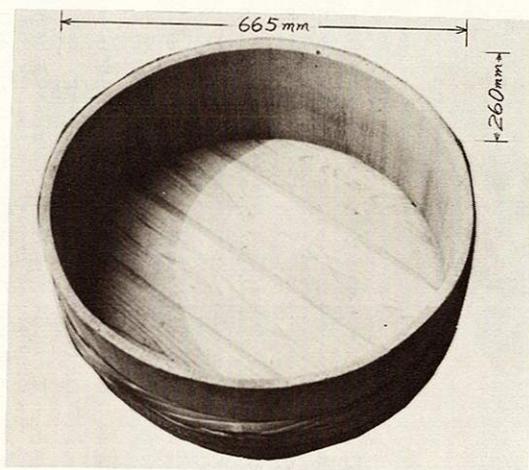


写真5 大飯切

いわゆるサラシウドンである。ところでダイハンギリは、「大半切」、「大飯切」の両方を宛てるようである。後掲の目録には『金銭出入帳』にある「大飯切」の字を用いている。話者によれば「ハンダイ」と言い「倉のものは昭和十年頃から使っている。」とのことであつた。『金銭出入帳』の昭和十年の項に「三元也飯ダイ 二尺三寸」とあるが、これは

実はダイハンギリのことである。調査資料によれば、⑤が直径「六十六センチ」、「④が「三十八センチ」であり、多少の誤差はあるが『金銭出入帳』の「飯ダイ 二尺三寸」が④のそれとなく、⑤のダイハンギリであることがわかる。形状からしても④を大きくしたのが⑤であるわけで、用途も多人数の場合の餅、赤飯配りをしたといふ。ダイハンギリは、一般で言うタライと同じである。尚、調査資

料に変わった用例として、個人持のもので、四尺ばかりのダイハンギリで馬の足を洗ったという。

⑥キリダメ(切溜) 晒したウドンは水切りをする。倉にはスイ

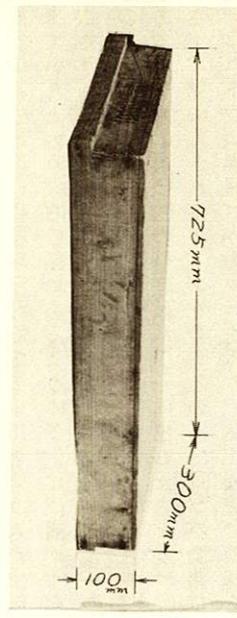


写真6 切溜

ノウはなく、これも自家のものを使ったのであろうが、次にキリダメに入れておく。これも水切りの役割をしている。形状からして餅箱と似ているが四隅に穴があり、水切りの役割をしている。このキリダメもダイハンギリ同様、餅、赤飯配りなどにも利用されている。この用途は、ダイハンギリより持ち運びが便利を為によく使われたという。尚、倉があまり大きくない為か場所を取らない工夫がされており二つで一組になっている。

(三) 食器類

キリダメに入れておいたウドンを食べる際に改めて茹でたりもするが、普通はキリダメで少し水切りした後、⑦ウメビラ(梅平)に入れ、⑧ツボ

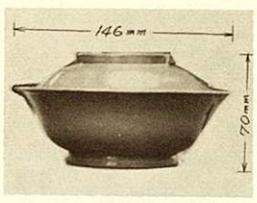


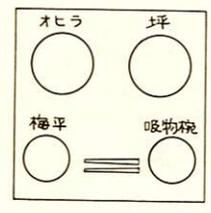
写真7 梅平



写真8 坪

入れ、⑧ツボ(坪)にトンガラン、ネギ類を入れ、⑨オヒラに菜葉(オカズ)を入れ、さらに⑩吸物椀がついて一式である。これらを

載せるのが⑪オセン(御膳)あるいは⑫カイセキセン(会席膳)である。配置は次の如くである。



図I 配膳図

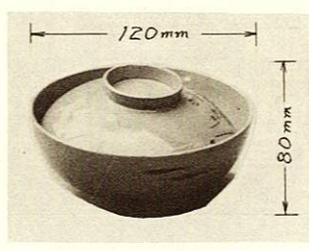


写真10 吸物椀

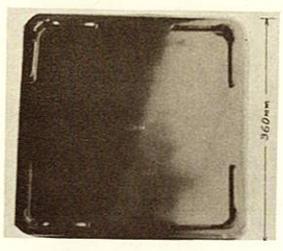


写真12 会席膳

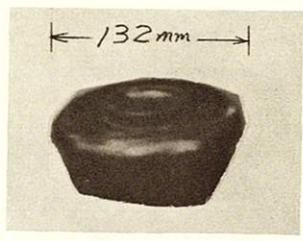


写真9 オヒラ

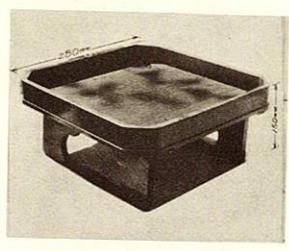


写真11 御膳

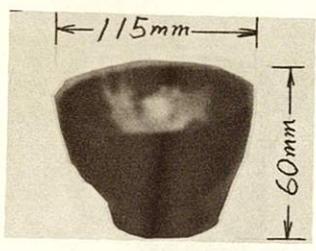


写真13 親椀

⑦ウメビラと⑩吸物椀は形状からして比較できる。⑦ウメビラは底が浅く「五センチ」、周囲が大きく直径「十四センチ六ミリ」であり、⑩吸物椀は底が深く「八センチ」周囲が小さく直径「十二センチ」である。これからわかるのは、⑦ウメビラは外形状よりは量が入らないという点である。入れる中身の相違であるうか。⑦ウメビラは朱漆⑩吸物椀も朱漆である。⑧ツボ⑨オヒラは黒漆である。

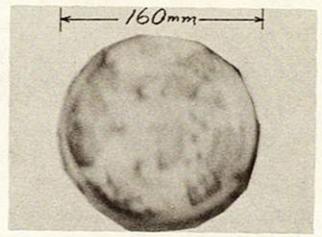


写真14 小椀

右の膳部の中でウメビラの代りに⑮オヤワン(親椀)、ツボの代りが⑭小椀でよろ。

さて、膳自体は、購入年代からして目錄にあるように⑪オゼンの方が古く⑫カイセキゼンの方が新しい。⑪オゼンは、朱漆で⑫カイセキゼンは黒漆である。呼称として土地の人は「オゼン」として両方通用している。話者の一人は、⑪を高膳と呼び、⑫を平膳と呼ぶのでしようか

と言う。区分けがハッキリしておらず⑪を指してカイセキゼンと呼ぶ人もいた。利用として、⑪は足があり高いだけよいという。⑫の場合、胡座をかいて座る場合はよいが、そうでないと不便であるという。⑫は一般に「会席」の字を宛てているが、「懐石」の字を宛てる人もいる。禅宗の影響による「懐石」と村落生活の中で生まれた「会席」とが混合されたのであろう。ところで、膳や椀に塗られる漆について、市内鍋ヶ谷戸の方に話を聞いた。

漆塗りの場合、一度塗りで約二年はもつ。五、六度塗れば一生、大丈夫である。漆の見分けは、息を吹きかけると、すぐ消えるのでわかる。皮膚の柔らかい人は漆にカセる。

この、中福生地区には、瑞穂町石畑の小川という人が塗師としてよく来ていたという。右の話にあるように子供は皮膚が柔らかであるので塗師が来ると遠ざけられたという。『金銭出入帳』の昭和十二年の頃に「式十棧 膳ノナラシ」、十五年に「二十五棧 膳直シ代」とある。一般に倉の物の修膳は八王子に出したという。

さて、膳に置かれたウドンを食べるのには⑮ソバ食猪口が使われる。⑯ユトウ(湯桶)からツユを入れ、ネギなどの薬味を入れて食べるわけである。料理を盛る皿には⑰角皿⑱小判皿⑲小皿⑳五寸皿があり、もちろん瀬戸物で用途の違いはない。尚、膳椀倉の物の購入基準数は「三十人前」となっているようで、⑰⑱を入れる箱には「角皿30人前」と墨書がある。

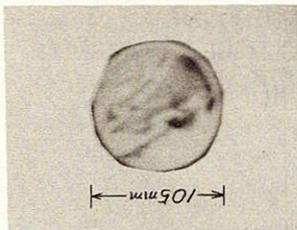


写真19 小皿

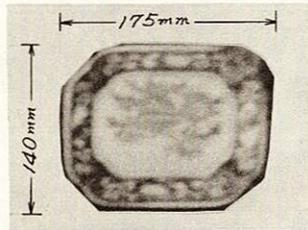


写真17 角皿

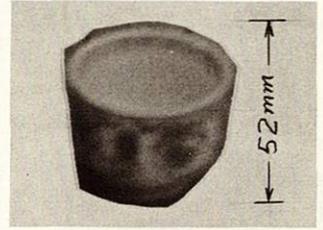


写真15 ソバ食猪口

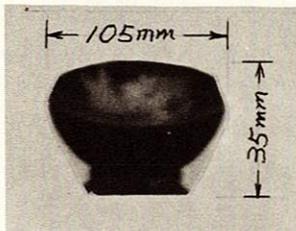


写真20 五寸皿

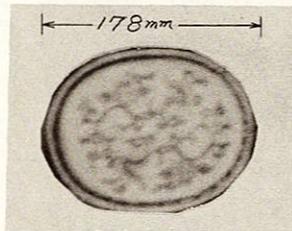


写真18 小判皿



写真16 湯桶

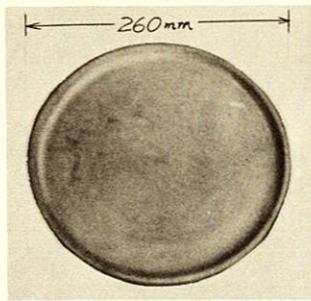


写真24 引盆

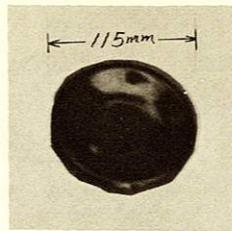


写真22 茶托

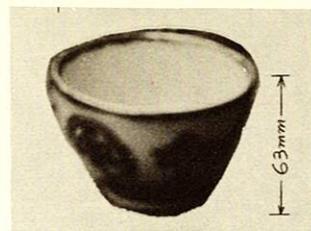


写真21 湯飲茶碗

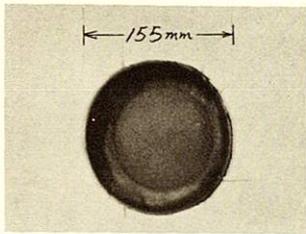


写真25 木皿

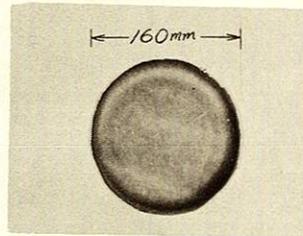


写真23 各々盆

ウドンを食した後にお茶などを出すのであろうが、①湯飲茶碗を②チャタツ(茶托)に載せ③各々盆④引盆を使い、お茶を出したり、片付けたりするのである。①は安価な瀬戸物、②は黒塗漆である。又、③④は檜材で砥の粉、ニスで塗つてある。⑤木皿はチャタツ同様黒塗漆であるが用途不明である。

以上、ウドンを中心とした食器類について記したが、ウドンなどを、福生では一日、十五日、二十八日などの月の変わり目、中旬、不動様の日などに食べている。一日、十五日は、朝は白米、夜はウドンだったとのこと。年中行事の中では、大晦日にミンカンソバ、エビス講の夜はウドン、ソバ、神明様の日(四月三日)、八雲神事(八月一日)、ナカノクンチ(九月九日)にウドンかソバを食べている。いわゆるハレの日は、ウドンかソバであったわけである。又、社会生活の中では、養蚕日待、年番交替時の庭場総会にも食し、祝儀の際のオシノギとして出されている。これらについては、『福生市の民俗―年中行事―』・『福生市の民俗―人生儀礼・民家―』の二冊に詳しい。ここでは、第二部第二章「養蚕」と重複しない範囲で養蚕日待について説明しておく。

養蚕日待は、十月初めから彼岸頃までに行なう。男と女と別々であった。宿は順番で二、三人が役員となり、役員は、出荷の相談などをし、その責任を持つ。その役員の女房が中心になって女の場合の養蚕日待をやった。宿は役員の中のひとりの家にする。役員の任期は、五、六年であるが、軒数が少ないこともあって十年も役員をやった人もいる。日待には、米三合とサイ銭(会費)十銭か十五銭ばかり出した。蚕をやる家は固定しており、十五年ぐらい前で十軒、それ以前は二十軒ばかりであった。夜、七時頃から始まり二時間ばかりで終了する。ウドンの他にニンジン、ゴボウ、里芋、油揚げの煮付けを食べたりした。宿には蚕影山の掛軸を掛け御酒を上げた。この掛軸は「膳碗倉の歴史」の中の年表にあるように、大正十三年に購入している。『金銭出入帳』には、「六十銭」とある。養蚕日待の範囲は、昔は中福生だけであったが軒数が少なくなると他の地域と一語にやっている。養蚕の組合に成進社というのがあり、一年に一度日待をやっていた。

以上、述べてきたウドンを食べる際には、それに続いて酒席が設けられることが多い。その時に使われるのが⑥盃⑦徳利である。盃は半球場の古い型のもので、徳利は一合五勺―二合は入る大きなものである。⑧鍋は、既述のウドン、ソバを茹でるのに使うか、吸物

を作るのに使う。㉙ユオケは用途が不明であるが名称からして湯を入れたり、沸かすのに使われたのであろう。

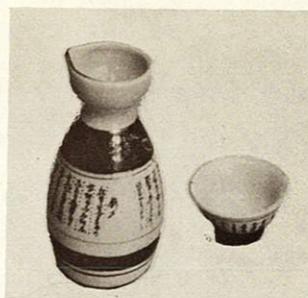


写真26・27
盃・德利

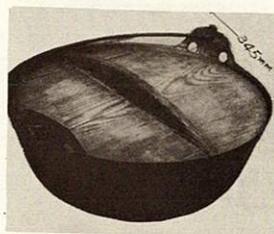


写真28 鍋

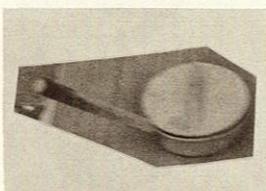


写真29 ユオケ

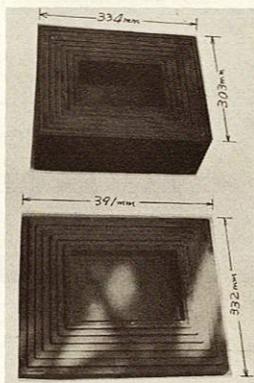


写真30 ナガシ

㉚ナガシ 膳椀倉の物品には、㉙のように用途不明のものがある。このナガシもそのひとつである。調査に立会ってくださった井上誠三、川窪清一の両氏に聞いても定かでない。両氏が知っている範囲ではこれを使ったことがない、とのことである。使ったとしたら大正頃でしようとも云う。名称の「ナガシ」は「流し物」を作るからだろうと云う。ナガシモノと言うのは、婚礼の際のキントンとかミズヨウカンなどを言い、溶かして流し込むからとも言う。このナガシの別用途として料理した物を入れる容器だろうと言う。他の地区の調査あるいは、『金銭出入帳』では「七ッ組」と称している。

以上、述べてきた分類に属さないものについてここではまとめておく。
(四)その他

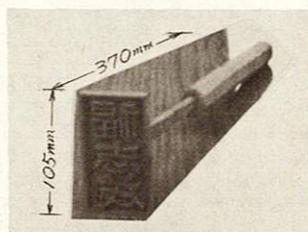


写真31 刻印

倉の木製品などに目印として押すのが㉛刻印である。これには、



写真32 幟



写真33・a
天幕

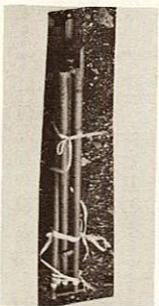


写真33・b
天幕道具

「福志茂」と刻まれている。㉜幟は、神明様の日(第三章参照)に㉝天幕などと共に使われている。幟には、「神明以修身 皇紀二千五百三十九年乙卯十一月」とある。皇紀二千五百三十九年は、西暦一八七九年(明治十二年)である。ここにある幟や天幕は現在も利用されている。

㉞火鉢は冬の総会などに㉟テーブルは人の集まる時に、㊱座蒲団も同様である。火鉢は『金銭出入帳』に昭和四年、十八年購入の記載がある。これの燃料として、昭和十六年には炭二俵を「参円七十六钱」、十七年には二俵で「五円式十五钱」、十八年には一俵半で「貳円」・「貳円七十五钱」支払っている。この炭代についての記録は、ここにあげたものだけである。それ以前も当然、炭は使って

いたはずであるがその記録が『金銭出入帳』にないのは、それまでは宿料の中で支払っていたのであろう。（「膳枕倉の歴史」(四)膳枕會計、参照）

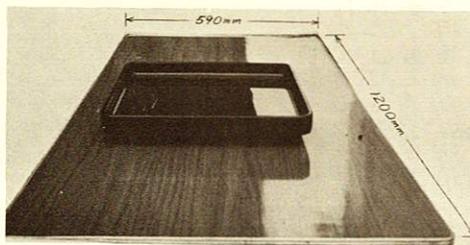


写真35 テーブル膳
(会席膳)

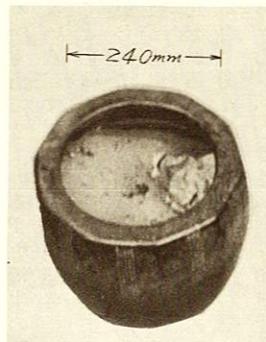


写真34 火鉢



写真36 座蒲団

① 消防道具 これは部分品のみである。そのひとつには次のような記録がある。

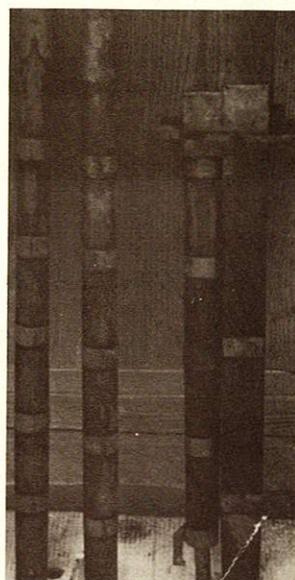


写真37 消防道具

この部分品がいつ頃購入されたものか定かでないが「一、膳枕倉の歴史」で触れた昭和五年のポンプ購入計画からして、又、五年以後購入の跡がない故に、昭和五年以前の購入物であると思われる。消防の費用関係では次のような記録が見られる。

大正十四年 差引残金貳円七匁也、第一部消防組へ繰入(目録48)

昭和二年 差引残金貳円。九匁也、消防組金へ繰入ル(目録48)

昭和四年 差引残金一金壹円貳拾匁、残金消防に寄附(目録50)

昭和五年 差引残金九十五匁、但残金消防組第一部へ寄附ス(目録53)

昭和六年 差引金九拾八匁、残金消防寄附(目録55)

昭和七年 差引金九拾七匁之残金、右金福生消防組第一部へ寄附(目録54)

昭和七年 差引金九拾八匁、残金消防寄附(目録55)

昭和七年 差引金九拾七匁之残金、右金福生消防組第一部へ寄附(目録54)

昭和七年 差引金九拾八匁、残金消防寄附(目録55)

昭和七年 差引金九拾七匁之残金、右金福生消防組第一部へ寄附(目録54)

以上、見てもわかるように庭場總會の支出入の決済残金を「福生第一部消防組」へ寄附しているのである。この消防組の組織と庭場の組織との程度の関係があるのか今の所判然としない。

この他に②木札③使用料定④文書がある。⑤木札は、明治初年、

雲龍水

スイラレキ

本清家

東京四ッ谷
細工人石川祭吉
傳馬町三丁目

第二節 内出の膳椀倉

目次

一 膳椀倉と稻荷講

二 膳椀倉の道具

付 資料一 稻荷講史料一覽

資料二 稻荷講膳椀倉道具損料表

資料三 膳椀倉所蔵品目録

一 膳椀倉と稻荷講

福生市内にある膳椀倉調査のために内出部落にある膳椀倉を開けてもらったのは昭和五年の七月初めである。膳椀倉は、内出部落の西南よりある真福寺の正面に位置し、間口約一間奥行一・五間板葺にトタンを被せた屋根、土壁の倉である。膳椀倉に最も近距離にある高水茂一家で倉の鍵を預つておられるので、立会いかたがた倉を開けてもらった。また今年の年番である野島博氏岩田文三氏にも立会ってもらい、倉の内部を見せていただいた。膳椀などの道具は全て箱に入れて収納されており、膳椀とは直接関係のない部落の公共物である熊野神社、八雲神社（天王様）等の轍なども同時に納められている。この日は膳椀倉の実測調査が行なわれる傍、年番が保管している近年の史料を拜見させてもらった。古い史料は同倉に保存されており、いずれも同部落の稻荷講と諸祭祀に関する史料である。双方合わせて一・一〇点あり、そのうち稻荷講史料は六〇点である。膳椀倉はこの内出部落の稻荷講によつて所有管理されているもので、膳椀倉の関係史料もこの六〇点の中に含まれている。この六〇点の史料は最後に一覽表として載せてある（資料一）。一方諸祭祀関係史料「内出庭場年番諸掛帳」は五一点で、ほとんどの史料のまわりが焼けている。これは史料を保管していた祭祀の年番の家が火災にあい、持出したときに多少まわりだけが焼けたものということである。稻荷関係史料に焼けた形跡がないのは、稻荷講の年番と祭祀関係の年番とが別であるところから別個保存されていたこと

によるものらしい。この祭祀関係史料は表題の通り、諸祭事の諸経費の記録である。

稻荷講関係史料六〇点は大別すると「村金貸附利足取立勘定帳」に類するものと、「村持道具取調帳」に類するものとに分けられる。前者は稻荷講の機能の一つである金貸附、講の諸経費、膳椀倉の道具損料（貸出し料）、道具の新規購入ならびに修繕費等にわたる諸支出の全ての記録で二八点、後者は膳椀倉の道具の貸出し記録で三〇点、他二点は講中名簿である。前者は明治二年から、後者は明治二九年から現在に至るまで記録されている貴重な史料である。

膳椀倉について触れる前に、その所有管理組織であつた稻荷講に概略触れておきたい。内出部落の稻荷講は本戸（一軒別一軒前として認められた家）四三軒（昭和五年現在）によつて構成され、真福寺西側に八雲神社、熊野権現社、神明社と共に祀られている「内出の稻荷様」を信仰する講である。毎年二月初午（現在二月一日）にお日待ちを行なう。お日待ちは現在では会費制で若竹会館で行なわれている。しかし昔は稻荷講の年番の家を宿としてお日待ちを行ない、膳椀倉の道具を使用して会合をした。この席では稻荷講の金貸附ならびに膳椀倉の道具の貸出し状況の報告をした。その他村の重要な取決めなども一部行なつたらしい。道具の貸出しについては後に詳述するが、ここでは稻荷講が金銭の貸付を行なつたことに注目しておきたい。（金銭の貸付の内容については、膳椀倉とは直接関係がないので割愛する）すなわち「米がとれてもお金には困つた。あんまり困つて家をたたまなければならぬような家が出ると困るといけないので、豊かな家も貧しい家も差が出ないようにということでお金を融通し合う互助の精神からはじまつた」といわれている貸付制度である。従つて稻荷講が膳椀倉の貸出しならびに金銭の貸付という互助の精神によるものであり、この稻荷講の性格をみていく上でポイントとなると思われる。この稻荷講の発足当初の意図と性格がいかなるものであつたか明らかでないが、次のような伝承をもっている。

昔狐が支那から爪の間にかの種をはさんでもつてきた。何んだか分らないが、播いてみようということになつて播いたら米の

木になった。それで米を作ることが出来るようになった。だから
 稻荷様は百姓の神様である。

稻荷＝農耕神としての性格を保持しながらなおかつその農耕神としての性格故に部落の家々の安泰のために互助的組織へと拡大転化していったのが、この内出の稻荷講なのではないだろうか。この他講では稻荷面田三畝歩をもち小作に出していることが史料から伺えるが、伝承ではすでに正確に知る人がおらず、明らかにすることが出来なかつた。内出の稻荷講がいつ頃からはじまつたかは明らかでない。史料の最も古い明治二年の「村金貸附利足取立勘定帳」(史料1)にもその成立に関しては何も記されていないので、講および貸付などの互助活動がいつはじまつたかは不明である。この史料によれば、同年二月初午には金銭の貸付利足および道具代(捐料)の記載があるので、すでにこの二つの活動が行なわれていたことが分かる。この二つについては以下積年の記載であるが、明治一六年には「村土家新築人足并諸入費控」(史料3)があり、膳枕倉が新築されている。膳枕倉にとって基本的な史料なので全文を載せておく。

(表紙)

明治十六年
 村土家新築人足并諸入費控
 未四月吉日
 内出中

記

一〇〇〇〇〇〇	利喜次郎	な王二
一〇〇〇〇〇	平蔵	縄二房
一〇〇〇△〇	政右エ門	な王二
一〇〇〇〇〇	金次郎	縄二房
一〇〇〇〇△	友次郎	
一〇〇〇△△	森蔵	
一〇〇〇●△	弥三郎	
一〇〇〇〇	弥十郎	
一〇〇〇△〇	倉之助	縄二房
一〇〇〇△△	佐兵衛	

一〇〇〇〇〇	松右エ門	縄二房
一〇〇〇〇	七之助	
一〇〇〇〇	勘六	
一〇〇△△〇	新蔵	
一〇〇〇〇〇	藤一郎	
一〇〇〇△△	作次郎	縄二房
一〇〇〇〇〇	庄太郎	縄二房
一〇〇〇〇〇	栄蔵	縄二房
一〇〇〇△△	藤吉	
一〇〇〇△△	角左エ門	
一〇〇〇〇〇	長蔵	縄二房
一〇〇〇〇〇	久次郎	
一〇〇〇〇〇	惣左エ門	
一〇〇〇〇〇	治郎吉	縄二房
一〇〇〇△△	秀蔵	縄二房
一〇〇〇△△	利兵衛	
一〇〇〇〇〇	半平	
一〇〇〇△〇	外二吉人	
一〇〇〇△〇	愛之助	縄二房
一〇〇〇△△	定次郎	縄式房
一〇〇〇△△	平六	
一〇〇〇△△	周蔵	
一〇〇〇△△	幾次郎	縄式房
一〇〇〇〇〇	権左エ門	
一〇〇〇△〇	惣助	
一〇〇〇〇〇	重右エ門	縄二房
一〇〇〇〇〇	九月廿七日	左官
一〇〇〇〇〇	廿八日	
一〇〇〇〇〇	廿九日	
一〇〇〇〇〇	卅日	
一〇〇〇〇〇	拾式枚	

証

代金壹円九銭

一枚皮

代金五拾銭

代金壹円五十九銭

大たば 壹束

内金六円五拾貳銭引
内金五拾銭引

是八日待料
是ハ村金残り

小川 古山利助

右金勘次郎出 拂濟

壹束八 伊藤茂八

福生 伊藤茂八

右金勘次郎出 拂濟

ふ□林□みせへ拂

小山長蔵 立替拂

大五寸壹束

代金九銭

大五寸貳束四寸壹束四寸壹束九月廿七日

代金貳□錢七厘

麦から九束 立替

代金三十七錢五厘 立替

かや壹駄

一代金進上 重右エ門 立替

一松板壹枚外ニ麦から三束

代金廿錢 高水利喜二郎 出し

第九月卅日

左官 酒代

一金拾六錢

一日二四錢つゝ四日分

力次郎 立替

大工手間

貳枚戸代

金物代

真福寺へ礼

酒肴代

左官手間

一金三拾四錢七厘

一金三拾錢

一金五拾錢

一金壹円七拾五錢

代金拾円四拾四錢九厘

外ニ金貳錢

十二月二日

一金四拾五錢

一金七拾貳錢五厘

内金貳拾錢壹厘分

一金貳貳錢五厘

一金三拾錢

一金五拾七錢五厘

一金三拾錢

一金七拾五錢

内金三拾貳錢五厘

内金四拾貳錢五厘

内金六拾貳錢五厘

代金貳錢五厘

代金拾圓九拾七錢五厘

内金拾円四拾六錢九厘拂

殘金五拾壹錢七厘五毛

内金五錢 勘定費

引ノ殘金四十六錢七厘五毛也

明治十六年第十一月六日

右之殘金預り人

一金三十錢

代金拾圓

一金拾六錢七厘五毛

預金貳拾四錢

申二月二日預

取立

□□組

森蔵組

倉蔵渡し

小熊房吉

久二郎組

惣助組

利喜二郎組

請取

請取

請取

請取

請取

請取

請取

請取

請取

請取

請取

請取

請取

請取

請取

請取

請取

請取

請取

請取

請取

請取

請取

請取

請取

請取

請取

請取

請取

請取

請取

請取

請取

具の改め等の仕事をする。そして二月初午の稲荷講の席で一年間に貸出した道具の報告をする。この道具の貸出し及び改めを記載した帳面が「道具調控」である。なお稲荷講の年番は部落の諸祭事、寄合、行事などを司る年番とは別で、「稲荷の年番」と称する。当年の年番を当役、前年の年番を上番、次年の年番を下番といつた。稲荷講の前に道具の改めをするのは稲荷講の席で当役から譲りわたしを受けてこれから一年間年番を務める下番である。

膳枕倉の道具は講中の人なら誰れても借りることが出来た。しかし一般に借りるのは御祝儀とオトムライの時が多かった。他は稲荷講の時に使用する。この稲荷講の他の部落中の集まり、例えばウタインゾメ（一月七日の初寄合に類する日『福生市の民俗』一年中行事―）参照）や、諸祭日、お日待ちなどは年番の家の道具をもちよつて間にあわせるのである。ということとは、それぞれの家では道具は十人前位ずつは揃えていること、お日待ちなどは全員そろつて食べるのではなく来た人順に出したりするから、それで間にあつたという。ちなみに借り出した例をあげると次のようになる。

記

一家内喜多留	一組
一鉄箱	一
一本膳	二十
一平膳	二十
一猪口	二十
一四寸皿	二十
一小皿	二十
一親腕 <small>(マ)</small>	二十
一吸物腕 <small>(マ)</small>	四十
一平	二十
一盆	二十
一唐蓋	一組
一火鉢	五
一湯当	一組

一調子 <small>(マ)</small>	一組
一台釜	一
一切留 <small>(マ)</small>	六
一座布団	二十
一汁差	一組
一肴膳	一ツ

昭和十年三月廿六日
使用人 野島忠兵衛
調査人 野島庄蔵
野島甚之助

右調査ノ上相違無之候也

右の例は家内喜多留や鉄箱を借りているので御祝儀の時と思われる。次の例はオトムライと思われる。

本膳	三十
平	三十
四寸皿	三十
親腕 <small>(マ)</small>	三十二
猪口	三十
小手醬	三十
切留 <small>(マ)</small>	六個
平ガマ	六個
大ガマ	壺個
亀ザアル	壺個
座布團	三十

昭和十年七月十二日
使用人 石川勘三郎
調査人 齊藤丹二郎
石川辰五郎

これらの道具損料は末尾に参考に資料二として載せてある。昭和

一〇年は二円二十銭とあるが、これは一年間の合計金額と思われるので、一回借りるにあたっていくらの損料であるかは不明である。損料は一般にオトムライと御祝儀では差があり、後者の方が高いといわれる。資料一では明治三〇年代から大正期まで一回当りの損料が出ている。これによると七銭と一〇銭なので、オトムライが七銭、御祝儀が一〇銭と思われる。借りた人は使い終るとよく洗い、乾してから「翌日、立会つて下さい」と年番の人に頼んで返えす。年番は例でみた通り、どういう道具をいくつ借りたかを帳面につけ、破損などがあれば記入しておく。これを「道具調べ」と称した。これを二月初午のお日待ちの席で報告することは先述した。借りた家は立会つた年番にソバでも出してねぎらうものであつた。道具のうち座布団は他の道具とは別口で貸出した。講中以外の人には貸出さない。昭和四二年に貸出しをした記録を最後に貸出しの記録はなくなるが、二月のお日待ちの前に道具の改めはその後も行なつて記録をとつている。また膳椀倉の地所は真福寺の地所であるが、地代なしで借りている。

こうした道具は古くなると講中に拂下げた(史料三参照)。道具類が昭和四〇年代初めをもつて借りる人がいなくなつたことは、御祝儀などが村の中で行なわれずに、式場を借りて行なうことが多くなつたからといわれる。また稻荷講も宿を地域の会館などで行ない、料理を仕出し屋からとるようになったので道具の使用の機会もなくなつた。村の人たちが寄り集まる機会が形を変えてきた現在、膳椀倉の役割も終つたといえよう。

資料一 福生市内出部落稻荷講史料一覽

資料番号	年月日	表題	資料番号	年月日	表題	年番
30	2・2・11	道具調控	60	54・2・11	内出稻荷講道具調控帳	
29	2・2・11	道具調控	59	54・2・11	内出稻荷講諸經費帳	
28	2・2・	道具調控	58	53・2・11	内出稻荷講中人名簿一覽	
27	14・41年	(村道具取調帳)	57	53・2・11	内出稻荷講道具調控帳	
26	10・26年	(村道具取調帳)	56	53・2・11	内出稻荷講諸經費控帳	
25	10・2・11	庭場金利子取立帳	55	52・2・10	内出稻荷講道具調控帳	
24	10・2・初午	庭場金貸付台帳	54	52・2・11	内出稻荷講諸經費帳	
23	6・2・初午	稻荷講諸費控	53	51・2・8	内出稻荷講道具調控帳	
22	(5・9年)	(村金貸附利子取立帳)	52	51・2・11	内出稻荷講諸經費覺	
21	5・2・11	庭場金利子取立帳	51	50・2・9	内出稻荷講道具調控帳	
20	13・2・初午	庭場金貸附利子取立帳	50	50・2・11	内出稻荷講中收入支出計算書	
19	11・初午	村金貸付台帳	49	49・2・10	内出稻荷講中道具調控帳	
18	7・2・初午	若者貸附金利子取立帳	48	49・2・11	内出稻荷講中收入支出計算書	
17	5・6年	村金貸附利子取立帳	47	48・2・10	内出稻荷講道具調控帳	
16	44・12・3	村道具調帳	46	48・2・11	内出稻荷講中收入支出計算書	
15	44・2・初午	村金貸附利子取立帳	45	47・2・9	内出稻荷講道具調控帳	
14	42・2・初午	村道具取調帳	44	47・2・11	内出稻荷講中收入支出計算書	
13	42・2・初午	村金利子取立帳	43	46・2・7	内出稻荷講道具調控帳	
12	40・2・初午	村道具取調帳	42	46・2・11	内出稻荷講中收入支出計算書	
11	37・2・初午	村道具取調帳	41	45・2・10	内出稻荷講道具調控帖	
10	33・2・初午	若者貸附金利子取立帳	40	45・2・11	内出稻荷講中收入支出計算書	
9	32・2・初午	村道具取調帳	39	44・2・11	内出部落稻利講	
8	31・2・初午	村金貸附利子取立帳	38	44・2・10	内出稻荷利講道具調控帖	
7	29・2・初午	若者金利足取立帳	37	43・2・10	内出稻荷利講道具調控	
6	29・2・初午	村持道具取調帳	36	42・2・8	庭場諸道具調査	
5	23・2・初午	若者貸附金利息取立扣	35	41・2・6	内出稻荷利講道具調控	
4	21・2・初午	村金貸附利子取立簿	34	40・2・11	道具調控	
3	16・4・吉	村土家新築人足并諸入費控	33	39・2・11	道具調控	
2	14・2・吉	村金貸附利子取立簿	32	38・2・11	道具調控	
1	2・2・初午	村金貸附利子取立勘定帳	31	37・2・11	道具調控	年番

資料二 内出稲荷講道具損料表 表中の資料番号は資料1 (P) の資料番号である。

			資料番号		円 銭		資料番号
明治2	1貫800文	道具代	1	大正12	58	道具代	21
3			1	13	10	" (4人)	25
7			1	"	7	" (1人)	25
8	300文	道具代	1	14	10	" (5人)	25
	300文	道具代	1	"	7	" (2人)	25
	円 銭 厘 毛			15	10	" (4人)	25
11	50 1 5	道具遣料	1	"	7	" (3人)	25
12	03		1	昭和3	1 30	損料	25
13	03		1	4	1 30	"	25
"	83	膳拵貸出ス	1	5	1 60	"	25
14	03	道具代	1	8	1 70	"	25
18	10	村道具代	2	9	2 80	"	25
18	10	道具代	2	10	2 20	"	57
14	03	"	2	11	3 30	"	57
18	60	"	2	12	3 05	"	57
15	03	"	2	13	3 60	"	57
"	27	"	2	14	3 10	"	57
17	20	道具料 (2回分?)	2	15	2 60	"	57
18	10	道具代 (3人)	2	16	2 40	"	57
"	05	" (1人)	2	17	1 75	"	57
20	10	" (2人)	2	18	1 50	"	57
"	07	" (2人)	2	19	1 10	"	57
"	12 5	" (1人)	2	21	80	"	57
	円 銭			23	60 00	"	57
32	07	道具代 (3人)	9	25	50 00	" (1人)	57
"	10	" (2人)	9	"	70 00	" (1人)	57
33	1 30	道具損料	9	26	70 00	" (1人)	57
40	07	" (1人)	13		50 00	" (3人)	57
"	10	" (1人)	13	23	50 00	" (1人)	57
36	38	"	11	"	300 00	"	57
37	44	"	11	29	400 00	"	57
38	31	"	11	30	340 00	"	57
39	07	" (5人)	11	31	590 00	"	57
"	10	" (1人)	11	32	310 00	"	57
40	10	" (4人)	11	33	290 00	"	57
"	07	" (2人)	11	34	640 00	"	57
41	07	" (1人)	11	35	790 00	"	57
"	10	" (1人)	11	36	630 00	"	57
"	82	外ニ道具代	11	37	1020 00	"	57
42	82	"	14	38	70 00	"	57
43	76	膳椀道具代	14	"	100 00	"	57
45	44	道具損料	14	"	120 00	"	57
"	54	"	14	39	120 00	"	57
?	77	道具代	14	"	580 00	"	57
大正4	51	"	14	40	100 00	"	57
5	41	"	20	"	120 00	"	57
6	44	"	20	41	70 00	"	57
7	51	"	21	"	100 00	"	57
8	82	"	21	42	70 00	"	57
9	1 18	"	21	注 () 中の人数のある金額に限って 1人分の損料、他は不明			
10	35	"	21				
11	91	"	21				

資料三 内出膳椀倉所蔵品目対照表

品目	数	使用目的その他	品目	数	使用目的その他	品目	数	使用目的その他	品目	数	使用目的その他	品目	数	使用目的その他
大膳	2	大皿をのせてみんなの間をまわす。祝儀の鶴亀など飾り物をのせ床の間におく。あまり使用したことなし。	不祝儀	16	明治	大膳	29	明治	不祝儀	16	明治	大膳	29	明治
稲荷蓋	1組	キレンビラ、オカラなどを盛り、みんなにまわす皿。	祝儀	2		大皿	4		不祝儀	30		秤	30	
大皿	1組	うどんのカラシなどを盛る。	祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
盛付皿	1組	うどん、そば用	祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
魚板	1	まな板(切板)	祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
亀の子	1	うどん、そば用	祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
大釜	1	カマド	祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
台共	1	カマド	祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
鉄箱	1	祝儀の新客にいく時に使用	祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
座布団	4	これは他の道具とは別口に貸し出す。現在は座布団の皮だけある。	祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
座布団	20	布団の綿を戦争中に供出した。	祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
座布団	20	うどん、そばなどを入れる。かたづけ終わった椀などを入れて干す。	祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
箸	2		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
銚子	新1対		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
飯台	古1対	底が半分上がり、上げ底となっており、タライ状のもの。七ツの祝儀などに配る。赤飯を入れて親戚などに配る。	祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
本膳	40	平膳は本膳の略式であるが、普通は平膳を使つた。	祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
親椀	42	白米の御飯を盛る。	祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
平椀	40	オヒラともいい、オカズを盛る	祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
吸物椀	青27		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
赤	赤19	個人個人に配る。	祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
火鉢	6	七トモノ	祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
四寸皿	34	使い道が多いので、七トモノによって借りる。	祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
金火鉢	4		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
赤	赤30		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
青	青30		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
平	平30		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
親椀	親椀30		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
本膳	本膳39		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
銚子	銚子2		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
湯当	湯当2		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
唐蓋	唐蓋1		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
家内喜	家内喜1		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
七ツ鉢	七ツ鉢1		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
猪口	猪口40		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
秤	秤30		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
菓子盆	菓子盆30		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
角皿	角皿79		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
和菓子盆	和菓子盆30		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
四寸皿	四寸皿4		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
湯当	湯当2		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
古	古1		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
新	新1		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
古	古1		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
小	小1		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
大	大1		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
新	新1		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
古	古1		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
小	小1		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
大	大1		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
新	新1		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
古	古1		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
小	小1		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
大	大1		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
新	新1		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
古	古1		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
小	小1		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
大	大1		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
新	新1		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
古	古1		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
小	小1		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
大	大1		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
新	新1		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
古	古1		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
小	小1		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
大	大1		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
新	新1		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
古	古1		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
小	小1		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
大	大1		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
新	新1		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
古	古1		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
小	小1		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
大	大1		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
新	新1		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
古	古1		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
小	小1		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
大	大1		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
新	新1		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
古	古1		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
小	小1		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
大	大1		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
新	新1		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
古	古1		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
小	小1		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
大	大1		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
新	新1		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
古	古1		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
小	小1		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
大	大1		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
新	新1		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
古	古1		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
小	小1		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
大	大1		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
新	新1		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
古	古1		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
小	小1		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
大	大1		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
新	新1		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
古	古1		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
小	小1		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
大	大1		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
新	新1		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
古	古1		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
小	小1		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
大	大1		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
新	新1		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
古	古1		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
小	小1		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
大	大1		祝儀	2		大皿	4		祝儀	30		秤	30	
新	新1		祝儀	2		大皿	4							